

神奈川県自立援助ホーム協議会 会則

(名称)

第1条 本会の名称は、神奈川県自立援助ホーム協議会（以下、『協議会』という）とする。

(目的)

第2条 本会は、神奈川県内の自立援助ホーム（以下、『ホーム』という）の相互の連携と支え合いを促進し、ホーム間の交流や研修を通して互いの実践を高める。また、各自治体との連携について、本会として働きかけ、5 縣市含めた神奈川県全体の自立援助ホームの発展ならびに青少年の自立と次世代育成に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、事務局長が所在する自立援助ホームに置く。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 連携、交流、情報交換のための神奈川県自立援助ホーム ホーム長会の開催
- (2) 各ホームへの協力と支援、研修
- (3) 各自治体との連携、意見交換
- (4) その他、本会の目的達成のための事業

(会員)

第5条 本会の会員は、ホーム会員とする。

(経費)

第6条 本会の経費は、全国自立援助ホーム協議会南関東ブロック経費にて一部を負担。それ以外の経費については適宜、各ホームにて負担。

(総会)

第7条 本会は次の総会を行う。

- (1) 年度の切り替わりに開催。事業報告、決算、事業計画、予算等（4月～5月）
- (2) 臨時ホーム長会 会長が必要と認めたとき、これを招集する。

(運営役員及び職務)

第8条 本会の運営役員は3名以上とし、ホーム長会において本会の運営についての事項を審議し、事業の企画・実施等を行う。

2 本会の役員等は、次の通りとする。役員は、ホーム長会で選出する。

- (1) 会長 1名 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 1名 会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 事務局長 1名 本会の事務を統括する。
- (4) その他 本会の目的達成のための必要な役員ならびに顧問、相談役を置く。

3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、最大任期は連続5期10年とする。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月末日に終わる。

(その他)

第10条 その他、本会の会則を施行するに必要な事項及び細部事項については、本会設置の趣旨に則り、ホーム長会の申し合わせによって行う。会則については、総会で承認を取り、それまでは試行的に行う。

附則 本会則は、令和4年4月1日から施行する。

神奈川県自立援助ホーム協議会 組織名簿（2022年4月1日付）

番号	役職	ホーム名	ホーム長名	実施主体	備考
1	会長	湘南つばさの家	前川礼彦	神奈川県	
2	副会長	NEXT	関茂樹	横浜市	
3	事務局長	エスポワール	大宮美智枝	横浜市	
4	会員	みずきの家	中山俊介	神奈川県	
5	会員	サルビアホーム	伊藤鋭一	横浜市	
6	会員	サウウエスト金が谷	山口葉子	横浜市	
7	会員	home	杉崎宇乃	横浜市	
8	会員	ALP 港南台	大津佳代子	横浜市	
9	会員	大志	長岡佳子	川崎市	
10	会員	こもれび	関 浩	川崎市	
11	会員	オリーブ	本地昭勝	相模原市	
12	会員	緑のまきば	石出佳代子	相模原市	
13	会員	なんとかなり荘	堀川 清	横須賀市	
14	会員	てんぼ	篠島里佳	横浜市	シェルター
	顧問	唐池学園	鶴飼一晴	神奈川県	児童養護施設
	相談役	旭児童ホーム	伊達直利	横浜市	児童養護施設